栃木県公報

令和７(2025)年
２月28日(金)
第582号

目　　次

告　　示

○軽油引取税免税証の無効…… 117
○県営土地改良事業計画の決定…… 117
○道路の区域の変更…… 118
○道路の供用開始…… 119
○事業の認定…… 119
○栃木県収入証紙を売りさばく者の指定…… 121

公　　告

○栃木県総合文化センターの利用料金の承認…… 121
○県営土地改良事業の工事完了…… 129
○開発行為の工事完了…… 129

調達等公告

○技術提案書の提出に関する公告（特定調達公告）…… 129

告　　示

栃木県告示第70号

次の軽油引取税免税証は、令和７（2025）年２月13日から無効とした。

令和７（2025）年２月28日

栃木県知事　福　田　富　一

免税証の種類	免税用途	免税証の記号及び番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地名称	免税証を交付した県税事務所名	無効の事由
200ﾘｯﾄﾙ券	農業	A0770073235 A0770073236	２枚	R７（2025）.１.１ ～ R７（2025）.12.31	小山市 （株）JAエルサポート	栃木県 安足県税事務所	紛失
50ﾘｯﾄﾙ券	農業	A0570013348	１枚	R７（2025）.１.１ ～ R７（2025）.12.31	小山市 （株）JAエルサポート	栃木県 安足県税事務所	紛失

（税務課）

栃木県告示第71号

次の事業の土地改良事業計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第５項の規定により公告する。

なお、同法第87条第５項の規定により、土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第87条第６項の審査請求をすることができる。

令和７（2025）年２月28日

栃木県知事　　福　　田　　富　　一

事　　業　　名	縦　覧　期　間	審 査 請 求 期 限	所轄農業振興事務所
県営親園鴨内川地区土地改良（区画整理）事業	令和７（2025）年３月３日から同月31日まで	令和７（2025）年４月15日	那須農業振興事務所

（農地整備課）

栃木県告示第72号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和７（2025）年２月28日から同年３月31日まで一般の縦覧に供する。

令和７（2025）年２月28日

栃木県知事　　福　　田　　富　　一

Ⅰ

道路の種類　県道

路　線　名　主要地方道　宇都宮亀和田栃木線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区　　間	敷地の幅員（メートル）	延　　長（メートル）	備　考
3	前	栃木市大宮町字大日1710-５から栃木市今泉町１丁目字戸ノ内93-１まで	28.0～38.0	932.0	
	後	栃木市大宮町字大日1710-５から栃木市今泉町１丁目字戸ノ内93-１まで	29.2～39.7	932.0	

Ⅱ

道路の種類　県道

路　線　名　主要地方道　宇都宮鹿沼線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区　　間	敷地の幅員（メートル）	延　　長（メートル）	備　考
4	前Ａ	鹿沼市千渡字飯岡68-３から鹿沼市千渡字新田1131-１まで	9.4～25.0	1290.3	
	前Ｂ	鹿沼市千渡字飯岡68-３から鹿沼市千渡字新田1131-１まで	25.0～72.2	1020.2	
	後	鹿沼市千渡字飯岡68-３から鹿沼市千渡字新田1131-１まで	25.0～72.2	1020.2	

Ⅲ

道路の種類　県道

路　線　名　主要地方道　栃木二宮線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区　　間	敷地の幅員（メートル）	延　　長（メートル）	備　考

44	前	栃木市今泉町１丁目字居立933-９から 栃木市今泉町１丁目字居立123-１まで	29.8～39.8	88.0	
	後	栃木市今泉町１丁目字居立933-９から 栃木市今泉町１丁目字居立123-１まで	30.7～39.8	88.0	

Ⅳ

道路の種類　県道

路　線　名　一般県道　栃木環状線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区　　間	敷地の幅員（メートル）	延　長（メートル）	備　考
309	前	栃木市平柳町２丁目字古宿1149-２から 栃木市今泉町１丁目字居立935-４まで	29.8～57.2	979.0	
	後	栃木市平柳町２丁目字古宿1149-２から 栃木市今泉町１丁目字居立935-４まで	30.7～57.2	979.0	

栃木県告示第73号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和７（2025）年２月28日から同年３月31日まで一般の縦覧に供する。

令和７（2025）年２月28日

栃木県知事　　福　　田　　富　　一

整理番号	路　線　名	供　用　開　始　の　区　間	供用開始の期日
	一般国道121号	真岡市飯貝字花の木367-２から 真岡市京泉字松原607-１まで	令和７（2025）年２月28日
3	主要地方道 宇都宮亀和田栃木線	栃木市平柳町２丁目字古宿1737-１から 栃木市今泉町１丁目字戸ノ内90-１まで	令和７（2025）年３月９日15時
44	主要地方道 栃木二宮線	栃木市今泉町１丁目字居立865-１から 栃木市今泉町１丁目字長瀞845-２まで	令和７（2025）年３月９日15時

（道路保全課）

栃木県告示第74号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、事業の認定をしたので、法第26条第１項の規定により、次のとおり告示する。

令和７（2025）年２月28日

栃木県知事　　福　　田　　富　　一

１　起業者の名称

宇都宮市

２　事業の種類

宇都宮市南消防署移転改築事業

３　起業地

(1)　収用の部分

栃木県宇都宮市上御田町字細町地内

(2)　使用の部分

なし

4　事業の認定をした理由

(1)　法第20条第１号への適合性について

申請に係る事業は、栃木県宇都宮市上御田町字細町地内における、宇都宮市南消防署移転改築事業（以下、「本件事業」という。）である。本件事業は、法第３条第19号に掲げる「市町村が消防法（昭和23年法律第186号）によって設置する消防の用に供する施設」及び、同条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当する。

したがって、本件事業は法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

(2)　法第20条第２号の要件への適合性について

宇都宮市は、「宇都宮市南消防署整備基本計画」を策定するとともに、本件事業に係る予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

(3)　法第20条第３号の要件への適合性について

ア　得られる公共の利益

宇都宮市は、管内面積416.85㎢、人口511,519人を擁し、１局・４署・９分署体制で消防業務を行っている。

南消防署の現庁舎（以下、「現庁舎」という。）は、昭和56年１月に竣工した、鉄筋コンクリート造２階建ての建物である。増加の一途をたどる消防需要に対応するため、職員の増員、消防車両の増車、大型化及び、新たな資機材の配備によって消防力の充実を図ってきたが、施設が組織規模に見合わず、機能を発揮することができておらず、現庁舎では、施設の老朽化や狭あい化、バリアフリーへの未対応といった課題が生じている。

現庁舎は、建築後40年以上が経過しているが、長寿命化のための対策は実施されておらず、雨漏りや壁のクラックが発生しており、躯体の強度低下が懸念されている。

また、現庁舎は、竣工当時と比較して配置職員数、車両数ともに増加したことにより、庁舎全体が手狭となり、仮眠室が大部屋であることによる感染症対策の不十分、女性用諸室の未整備による人事の固着化などの執務環境の悪化や、車庫での車両のドアの開閉による衝突の危険性の高まり、出動準備室がないことによる防火衣の安全な着装への支障など、出動時の事故の危険性が顕在化している。

さらに、近年の災害対応において、ドローンを活用し、訓練の連携を図ることが効果的であり、今後さらなるドローンの活用を推進するために、操縦者の養成と技量向上・維持のための訓練が可能なドローン訓練場の整備が必要となっている。

加えて、現庁舎は、エレベーターが設置されていないにもかかわらず、市民が利用する機会のある事務室・会議室が２階に配置されていること、多目的トイレが未整備であることなど、高齢者や障がい者に対する配慮が不十分となっている。

本件事業の完成により、現庁舎が抱えている、施設の老朽化や狭あい化、バリアフリーへの未対応といった課題の解消により、平常時における消防力が充実強化されるとともに、大規模災害時において、災害応急対策の拠点施設としての機能が十分に発揮されることで、市民の生命、身体及び財産を守るという責務を全うすることに寄与するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存するものと認められる。

イ　失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）及び栃木県環境影響評価条例（平成11年栃木県条例第２号）による環境影響評価の実施を義務づけられた事業には該当しないが、起業者が希少動植物の有無の確認のため現地調査を実施したところ、保護のために特別な措置が必要な希少動植物の営巣・植生は確認されなかった。

また、本件事業を施行するに当たっては、騒音及び振動対策を講じ、生活環境に及ぼす影響を軽減する措置を講じるとしている。

さらに、本件事業の起業地は埋蔵文化財包蔵地ではないが、施工中に埋蔵文化財と思われるものを発見した場合には、宇都宮市文化都市推進課と協議し、その指示に従うこととしている。

したがって、本件事業により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ　事業計画の合理性

本件事業に係る起業地について、３箇所の候補地を比較検討し、接道部分が２面あること、十分な面積を有する整形地であること、用地取得費用が低額であること等社会的、技術的及び経済的観点から総合的に判断すると、申請地が最も合理的であるとして選定されている。

以上のことから、アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べた本件事業に係る起業地は、他の候補地との比較において最も適切であるものと認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められることから、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

(4)　法第20条第４号の要件への適合性について

ア　事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、現庁舎は、施設の老朽化や狭あい化、バリアフリーへの未対応といった課題を抱えており、平常時における消防力を充実強化するとともに、大規模災害時において、災害応急対策の拠点施設としての機能を十分に発揮できるようにするため、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

(5)　結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は法第20条各号の要件を全て充足すると判断されることから、本件事業について、法第20条の規定により事業の認定をするものである。

５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所

宇都宮市消防局　総務課

（用地課）

栃木県告示第75号

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第６条の規定により、栃木県収入証紙を売りさばく者として次の者を指定したので、同条例第14条の規定により公告する。

令和７（2025）年２月28日

栃木県知事　　福　　田　　富　　一

指定年月日	氏名又は名称	売りさばき場所
令和７（2025）年２月19日	公益社団法人全日本不動産協会栃木県本部	宇都宮市中央１－９－11 大銀杏ビル７階

（会計局会計管理課）

公　　告

○栃木県総合文化センターの利用料金の承認

栃木県総合文化センター設置及び管理条例（平成３年栃木県条例第２号）第９条第２項後段の規定により令和７（2025）年４月１日以後の利用料金を次のとおり承認したので、栃木県総合文化センター設置及び管理条

例施行規則（平成３年栃木県規則第26号）第19条の規定により公告する。

令和７（2025）年２月28日

栃木県知事　　福　　田　　富　　一

1　ホール、会議室等の利用料金

利用区分		利用時間区分	午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後10時まで
メインホール	入場料を徴収しない場合	平日	33,000円	61,600円	83,600円
		土曜日、日曜日及び休日	41,300円	77,100円	103,000円
	1,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	42,800円	80,000円	106,000円
		土曜日、日曜日及び休日	53,600円	100,000円	134,000円
	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	49,500円	92,400円	124,000円
		土曜日、日曜日及び休日	61,800円	114,000円	155,000円
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	66,100円	121,000円	166,000円
		土曜日、日曜日及び休日	82,600円	152,000円	207,000円
	5,000円を超える入場料を徴収する場合	平日	82,600円	152,000円	207,000円
		土曜日、日曜日及び休日	102,000円	191,000円	260,000円
サブホール	入場料を徴収しない場合	平日	12,600円	23,600円	31,900円
		土曜日、日曜日及び休日	15,600円	29,600円	40,000円
	1,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	16,300円	30,700円	41,700円
		土曜日、日曜日及び休日	20,500円	38,300円	52,200円
	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	19,000円	35,400円	48,100円
		土曜日、日曜日及び休日	23,700円	44,400円	60,200円
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	25,200円	47,300円	64,300円
		土曜日、日曜日及び休日	31,600円	59,100円	80,300円
	5,000円を超える入場料を徴収する場合	平日	31,600円	59,100円	80,300円
		土曜日、日曜日及び休日	39,500円	74,000円	100,000円
第１楽屋～第４楽屋、第10楽屋～第11楽屋（１室について）			770円	980円	1,330円
第５楽屋～第９楽屋（１室について）			2,230円	3,020円	3,700円

第12楽屋～第13楽屋（１室について）	980円	1,330円	1,670円
特別会議室	15,500円	20,800円	26,000円
第１会議室	12,000円	15,900円	20,000円
第２会議室	7,410円	9,900円	12,300円
第３会議室～第４会議室（１室について）	6,730円	8,990円	11,100円
第１和室～第２和室（１室について）	1,900円	2,570円	3,130円
音楽練習室	4,710円	6,280円	7,860円
古典芸能練習室	2,790円	3,700円	4,710円
演劇練習室	4,360円	5,830円	7,290円
リハーサル室	7,630円	10,100円	12,600円

備考

１　「平日」とは、土曜日、日曜日及び休日以外の日をいう。

２　「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

３　「入場料」とは、その名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいい、入場料に２以上の区分がある場合は、そのうちの最高の額をいう。

４　やむを得ない理由により利用時間区分以外の時間（２以上の利用時間区分にわたって利用する場合の当該２以上の利用時間区分の間の利用時間区分以外の時間を除く。）に利用する場合の利用料金の額は、３ホール、会議室等の時間外利用料金のとおりとする。

５　メインホール又はサブホールを、専ら準備、片付け又はリハーサルのために利用する場合の利用料金の額は、入場料を徴収しない場合の利用料金の額に100分の80を乗じて得た額とする。

６　平日にメインホールの１階席（846席）のみを利用する場合の利用料金の額は、各利用区分における利用料金の額に100分の80を乗じて得た額とする。

７　令和７（2025）年１月31日までに１月にホールを利用する場合の利用料金の額は、各利用区分における利用料金の額に100分の90を乗じて得た額とする。

８　利用日の60日前から14日前までにホールの利用を申込む場合の利用料金の額は、各利用区分における利用料金の額に100分の80を乗じて得た額とする。

９　ホールを利用する場合で、当該利用日の60日前から前日までの期間に当該利用のためにリハーサル室及び練習室を利用する場合のリハーサル室及び練習室の利用料金の額は、各利用区分における利用料金の額に100分の80を乗じて得た額とする。

10　５から９までの場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

２　ギャラリー

利用区分＼利用時間	午前９時から午後７時まで	
第１ギャラリー	入場料を徴収しない場合	9,760円
	入場料を徴収する場合	19,400円
第２ギャラリー	入場料を徴収しない場合	6,730円
	入場料を徴収する場合	13,300円
第３ギャラリー	入場料を徴収しない場合	11,700円
	入場料を徴収する場合	23,500円

第４ギャラリー	全部の利用		入場料を徴収しない場合	28,320円
			入場料を徴収する場合	56,400円
	一部の利用	２／３の利用	入場料を徴収しない場合	18,880円
			入場料を徴収する場合	37,600円
		１／３の利用	入場料を徴収しない場合	9,440円
			入場料を徴収する場合	18,800円

備考

１　「入場料」とは、その名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。

２　やむを得ない理由により午前９時前又は午後７時後に利用する場合の利用料金の額は、４ギャラリーの時間外利用料金のとおりとする。

３　令和７（2025）年１月31日までに１月にギャラリーを利用する場合の利用料金の額は、この表に定める利用料金の額に100分の90を乗じて得た額とする。

４　利用日の60日前から14日前までにギャラリーの利用を申込む場合の利用料金の額は、この表に定める利用料金の額に100分の80を乗じて得た額とする。

５　３及び４までの場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

３　ホール、会議室等の時間外利用料金

利用区分＼利用時間区分			午前９時から正午まで利用時の前後の時間	午後１時から午後５時まで利用時の前後の時間	午後６時から午後10時まで利用時の前後の時間
メインホール	入場料を徴収しない場合	平日	6,600円	9,240円	12,540円
		土曜日、日曜日及び休日	8,260円	11,560円	15,450円
	1,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	8,560円	12,000円	15,900円
		土曜日、日曜日及び休日	10,720円	15,000円	20,100円
	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	9,900円	13,860円	18,600円
		土曜日、日曜日及び休日	12,360円	17,100円	23,250円
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	13,220円	18,150円	24,900円
		土曜日、日曜日及び休日	16,520円	22,800円	31,050円
	5,000円を超える入場料を徴収する場合	平日	16,520円	22,800円	31,050円
		土曜日、日曜日及び休日	20,400円	28,650円	39,000円
サブ	入場料を徴収しない場合	平日	2,520円	3,540円	4,780円
		土曜日、日曜日及び休日	3,120円	4,440円	6,000円
	1,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	3,260円	4,600円	6,250円
		土曜日、日曜日及び休日	4,100円	5,740円	7,830円

ホール	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	平　日	3,800円	5,310円	7,210円
		土曜日、日曜日及び休日	4,740円	6,660円	9,030円
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合	平　日	5,040円	7,090円	9,640円
		土曜日、日曜日及び休日	6,320円	8,860円	12,040円
	5,000円を超える入場料を徴収する場合	平　日	6,320円	8,860円	12,040円
		土曜日、日曜日及び休日	7,900円	11,100円	15,000円
第１楽屋～第４楽屋、第10楽屋～第11楽屋（１室について）			150円	140円	190円
第５楽屋～第９楽屋（１室について）			440円	450円	550円
第12楽屋～第13楽屋（１室について）			190円	190円	250円
特別会議室			3,100円	3,120円	3,900円
第１会議室			2,400円	2,380円	3,000円
第２会議室			1,480円	1,480円	1,840円
第３会議室～第４会議室（１室について）			1,340円	1,340円	1,660円
第１和室～第２和室（１室について）			380円	380円	460円
音楽練習室			940円	940円	1,170円
古典芸能練習室			550円	550円	700円
演劇練習室			870円	870円	1,090円
リハーサル室			1,520円	1,510円	1,890円

備考　この表の時間外利用料金の額は30分当たりのものである。

4　ギャラリーの時間外利用料金

利用区分＼利用時間			午前９時から午後７時の前後の時間	
第１ギャラリー			入場料を徴収しない場合	580円
			入場料を徴収する場合	1,160円
第２ギャラリー			入場料を徴収しない場合	400円
			入場料を徴収する場合	790円
第３ギャラリー			入場料を徴収しない場合	700円
			入場料を徴収する場合	1,410円
第４ギャラリー	全部の利用		入場料を徴収しない場合	1,680円
			入場料を徴収する場合	3,360円
	一部の利用	２／３の利用	入場料を徴収しない場合	1,120円
			入場料を徴収する場合	2,240円
		１／３の利用	入場料を徴収しない場合	560円
			入場料を徴収する場合	1,120円

備考　この表の時間外利用料金の額は30分当たりのものである。

5　附属設備及び器具の利用料金

分類	名称	施設区分	単位	利用料金
舞台附属設備及び器具	所作台	メインホール	式	8,990円
		サブホール	式	6,170円
	松羽目	ホール	式	1,440円
	竹羽目	ホール	式	2,570円
	毛せん	ホール	枚	180円
		練習室、リハーサル室	枚	100円
	高座用布団	共通	枚	270円
	平台	共通	台	150円
	音響反響板	メインホール	式	6,730円
	オーケストラピット	メインホール	式	6,730円
	指揮者台	ホール	台	320円
	指揮者用譜面台	ホール	台	220円
	譜面台	共通	台	100円
	バンドディレクターシステム	共通	式	530円
	コントラバス用椅子	共通	脚	100円
	演台	メインホール	式	710円
		サブホール	式	660円
	司会者台	ホール	台	270円
	大太鼓	共通	式	1,110円
	金屏風	ホール	双	1,780円
	銀屏風	ホール	双	1,780円
	鳥の子屏風	ホール	双	1,780円
	地絣	ホール	式	1,440円
	紗幕	ホール	式	1,330円
	紅白幕	メインホール	式	1,110円
	浅黄幕	メインホール	式	1,110円
	定式幕	メインホール	式	1,110円
	ジョーゼット幕	ホール	式	1,330円
	ビニールホリゾント幕	ホール	式	1,330円
	鳥屋囲	メインホール	式	1,110円
	金砂子囲	ホール	式	2,230円
	バレエ用シート	メインホール	式	11,100円
		サブホール	式	5,610円

		リハーサル室	式	8,990円
	仮設能舞台	ホール	式	17,800円
	ドライアイスマシーン	ホール	台	1,670円
照明附属設備及び器具	フットライト	メインホール	列	880円
	花道フットライト	メインホール	列	530円
	ロアーホリゾントライト	メインホール	列	1,330円
		サブホール	列	1,110円
	ボーダーライト	メインホール	列	1,230円
		サブホール	式	1,230円
	中アッパーホリゾントライト	メインホール	列	2,000円
	アッパーホリゾントライト	メインホール	列	3,130円
		サブホール	列	1,780円
	フロントサイドスポットライト	メインホール	列	740円
	シーリングスポットライト	メインホール	列	2,790円
	第５シーリングライト	サブホール	列	2,240円
	第６シーリングライト	サブホール	列	1,480円
	コンダクタースポットライト	メインホール	台	650円
	センターピンスポットライト	メインホール	台	2,790円
	ピンスポットライト	サブホール	台	1,110円
	エリプソイダルスポットライト	ホール	台	510円
	電動ピンスポットライト	メインホール	台	1,110円
	スポットライト（500W）	ホール	台	220円
	スポットライト（１KW）	ホール	台	320円
	スポットライト（1.5KW）	ホール	台	430円
	スポットライト（２KW）	ホール	台	530円
	ストリップライト	ホール	本	320円
	エフェクトマシーン	ホール	台	1,110円
	ミラーボール	ホール	式	1,110円
	ストロボ	ホール	台	1,670円
	星球	ホール	式	1,110円
	波マシーンエフェクトライト	ホール	式	1,110円
音響	拡声装置	メインホール	式	4,150円
		サブホール	式	3,360円
		会議室（マイク込）	式	2,230円
		練習室、リハーサル室（マイク込）	式	530円
	はね返りスピーカー	ホール	本	530円

附属設備及び器具	移動ステージスピーカー	ホール	本	1,110円
	３点吊マイクロホン装置	ホール	式	1,110円
	ワイヤレスマイク	ホール	本	2,000円
	コンデンサーマイク	ホール	本	1,560円
	ダイナミックマイク	ホール	本	1,110円
	ポータブルマイクシステム	共通	式	530円
	マイクスタンド	共通	本	100円
	音響移動卓	ホール	台	1,330円
	カセットテープレコーダー	共通	台	1,110円
	CDプレーヤー	共通	台	1,110円
	ダイレクトボックス	ホール	台	620円
	ライン入出力	ホール	回線	310円
	マルチケーブル	ホール	式	510円
その他の附属設備及び器具	指揮者用ビデオカメラ	共通	台	2,230円
	ビデオモニター	共通	台	2,230円
	モニターテレビ	共通	台	510円
	スクリーン（移動式）	共通	台	530円
	ピアノ（外国製グランド）	ホール	台	11,100円
	ピアノ（国産グランド）	ホール	台	5,610円
		音楽練習室、リハーサル室	台	1,670円
	アップライトピアノ	共通	台	1,250円
	ポジティフオルガン	共通	台	5,610円
	持込器具電源利用料	ホール	500W	220円
	移動式ステージ	共通	台	150円
	プロジェクター（3,600lm）	共通	台	1,330円
	プロジェクター（7,000lm）	ホール	台	6,000円
	プロジェクター（10,000lm程度）	ホール	台	8,800円
	BDプレーヤー	共通	台	1,110円

備考

１　利用料金の額は、１ホール、会議室等の利用料金の表に定める利用時間区分（ギャラリーにあっては、利用時間。以下「利用時間区分」という。）ごとの額とする。

２　利用時間区分以外の時間（２以上の利用時間区分にわたって利用する場合の当該２以上の利用時間区分の間の利用時間区分以外の時間を除く。）に利用する場合の利用料金の額は、３時間を単位（３時間に満たない時間は、３時間とみなすものとする。）としてこの表で定める額（ギャラリーにあっては、この表で定める額に100分の40を乗じて得た額）とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

３　施設区分欄における「共通」とは、ホール、会議室、練習室、和室及びリハーサル室をいう。

４　「持込器具電源利用料」は、利用者が持参した器具の定格消費電力量500W毎に徴収するものとす

る。この場合において、定格消費電力量に500W未満の端数があるときは、当該端数を切り上げるものとする。

（文化振興課）

○県営土地改良事業の工事完了

県営土地改良事業について次のとおり工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の３第３項の規定により公告する。

令和７（2025）年２月28日

栃木県知事　福　田　富　一

事　業　名	完　了　年　月　日
県営上石那田地区土地改良（区画整理）事業	令和７（2025）年２月３日

（農地整備課）

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第２項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第３項の規定により公告する。

令和７（2025）年２月28日

栃木県知事　福　田　富　一

開発区域（工区に含まれる地域の名称）	開発許可を受けた者	
	住　所	氏　名
下都賀郡壬生町大字壬生丁字六美173番４	宇都宮市西川田町1183番地１ボヌールヒルズ103	木　村　夏　実 木　村　翔　汰
那須郡那須町大字高久甲字喰木原5240番６の一部、5243番１、5244番１の一部	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目１番21号	株式会社ツルハ

（都市政策課）

調　達　等　公　告

○技術提案書の提出に関する公告（特定調達公告）

次のとおり技術提案書の提出を招請するので公示する。

令和７（2025）年２月28日

栃木県知事　福　田　富　一

１　業務概要

⑴　業務名

栃木県データ連携基盤構築業務

⑵　業務内容

実施要領等による。

⑶　履行期間

契約締結の日から令和８（2026）年３月31日（火）まで

⑷　履行場所

県が別途指定する場所

⑸　提案上限額

202,797,005円（消費税及び地方消費税を含む。）

２　参加資格及び評価基準

(1)　参加表明書の提出者に要求される資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４に規定する者に該当しない者であること。

イ　競争入札参加資格等（平成８年栃木県告示第105号）に基づき、「Ｎ２情報関連サービス」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。なお、資格を有していない者は、企画提案書の提出期限までに当該資格を取得すること。

ウ　本プロポーザルの公告日から契約の相手方の決定日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22（2010）年３月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

エ　民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154条）の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

オ　栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第２条第１号又は同条第４号の規定に該当しない者であること。

カ　国又は地方公共団体が発注する同種又は類似の業務の実績があること。

(2)　技術提案書の特定のための評価基準

ア　技術提案内容

イ　業務の履行体制

ウ　資格・実績等

エ　スケジュールの妥当性

オ　見積金額の妥当性

３　調達の手続等

(1)　担当部局

〒320-8501　栃木県宇都宮市塙田１丁目１番20号

栃木県総合政策部デジタル戦略課Society5.0担当

電話　028-623-2824　FAX　028-623-2216　電子メール　dx@pref.tochigi.lg.jp

(2)　実施要領等の交付期間及び交付場所

ア　交付期間

令和７（2025）年２月28日（金）から同年３月25日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前９時から午後５時まで。

イ　交付場所

(1)の場所において交付するほか、栃木県ホームページに掲載する。

(3)　参加表明書の提出方法、提出場所及び提出期限

ア　提出方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要領等に基づき参加表明書を作成し、電子メール、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

イ　提出場所

(1)の場所に提出すること。

ウ　提出期限

令和７（2025）年３月25日（火）午後３時必着

(4)　企画提案書の提出方法、提出場所及び提出期限

ア　提出方法

企画提案書の提出依頼を受けた者は、実施要領等に基づき企画提案書を作成し、電子データを電子メールにより、また、紙資料を持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

イ　提出場所

(1)の場所に提出すること。

ウ　提出期限

令和７（2025）年５月７日（水）午後３時必着

4　その他

(1)　書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成４年法律第51号）に定める単位に限る。

(2)　契約書の作成を要する。

なお、本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの。）による締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する。）。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

(3)　詳細は、実施要領等による。

(4)　栃木県議会において、令和７（2025）年度当初予算が原案どおり成立しなかった場合は、本事業を予告なく変更又は中止することがある。また、本業務は新しい地方経済・生活環境創生交付金デジタル実装型を活用し実施する事業であり、交付決定がなされなかった場合又は減額された場合は、本事業を予告なく変更又は中止することがある。

5　Summary

(1)　Subject matter of the contract:
Construction of the data cooperation infrastructure

(2)　Time period to submit application documents:
3:00 p.m., March 25, 2025

(3)　Time period to submit proposal documents:
3:00 p.m., May 7, 2025

(4)　Information is available at:
Society5.0 charge,
The Digital Strategy Division,
General Policy Department,
Tochigi Prefecture
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501
TEL 028-623-2824
FAX 028-623-2216
E-mail dx@pref.tochigi.lg.jp

（デジタル戦略課）

発行人　栃　木　県　〒320-8501 宇都宮市塙田１丁目１番20号　販売価格１か月3,950円
印刷所　株式会社松井ピ・テ・オ・印刷　〒321-0904 宇都宮市陽東５丁目９番21号　（消費税、地方消費税及び送料を含む。）